

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

三 次 市 監 査 委 員

三次監委発第 5 3 号

令和 8 年 8 月 1 2 日

三次市長 福 岡 誠 志 様

三次市監査委員 升 本 美知子

同 増 田 誠 宏

令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査
意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を終了したので、その結果を次のとおり意見を付して提出します。

令和 7 年度財政健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

審査は、市長から提出された健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳票の提出を求めて照合審査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法などにより審査した。

2 審査の期間

令和 8 年 7 月 3 1 日から令和 8 年 8 月 1 2 日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、かつ、その計数は関係諸帳票と符合して正確であると認めた。

【健全化判断比率】

(単位：%)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	12.24
連結実質赤字比率	—	—	17.24
実質公債費比率	6.5	7.2	25.0
将 来 負 担 比 率	31.2	35.5	350.0

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

実質赤字額がないため、比率の数値は「—」となっている。

② 連結実質赤字比率について

連結実質赤字額がないため、比率の数値は「—」となっている。

③ 実質公債費比率について

実質公債費比率は、6.5%で、前年度に比べ△0.7 ポイントとなり、早期健全化基準（25.0%）を下回った数値となっている。

④ 将来負担比率について

将来負担比率は、31.2%で、前年度に比べ△4.3 ポイントとなり、早期健全化基準（350.0%）を下回った数値となっている。

4 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和7年度資金不足比率審査意見書（法適用企業）

1 審査の概要

審査は、市長から提出された資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳票の提出を求めて照合審査するとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取する方法などにより審査した。

2 審査の期間

令和8年7月31日から令和8年8月12日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、かつ、その計数は関係諸帳票と符合して正確であると認めた。

【資金不足比率】

（単位：％）

区 分	令和7年度	令和6年度	経営健全化基準
病院事業会計	－	－	20.0
下水道事業会計	－	－	20.0

(2) 個別意見

いずれの会計においても、資金不足はないため、比率の数値は「－」となっている。

4 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。